

令和7年 第6回須賀川市農業委員会総会議事録

令和7年6回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和7年6月4日（水）
- 2 招集通知日 令和7年6月4日（水）
- 3 招集日時 令和7年6月23日（月）午後3時00分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 1名（小林推進委員）
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏

農業委員会	事務局 長	古川 一夫
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
	主任	鈴木 貴紀

経済環境部農政課 主 事 増田 佳祐
主 事 小針 京

10 議 案

議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 28 号 令和 8 年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書（案）について

報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 14 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時 0 0 分）

13 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 1 2 番 根本芳一農業委員と 1 4 番 鈴木昌宏農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 3 時 4 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和7年 第6回総会

令和7年6月23日(月)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第25号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第43号から第50号について、質問等ありませんか。
(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第25号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第25号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第44号を安藤推進委員お願いします。

安藤推進委員 受理番号第44号についてご説明申し上げます。

6月7日に関根農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人の自宅から離れていて利便性が悪い申請地の売却を検討していたところ、申請地の近くに住んでいる知人の譲受人と売買の話がまとまったそうです。譲受人は申請地で野菜を栽培する予定で、農作業に必要な機械も所有しており、価格も話し合いで決めたとのことなので許可上特に問題はないかと思われまます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第45号を根本推進委員お願いいたします。

根本推進委員 受理番号第45号についてご説明申し上げます。

6月13日に根本農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は郡山市の同じ町内に古くから住んでおり、二人とも仁井田地区に圃場を所有していることから、売買の話になったそうです。譲受人は高齢ですが農作業を行うのに健康面で特に問題はなく、農作業に必要な機械を所有しており、譲渡価格も話し合いで決めたとのことなので、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、受理番号第 46 号を有我推進委員お願ひします。

有我推進委員 受理番号 46 号についてご説明申し上げます。

6 月 13 日に鈴木農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人が譲受人に長年耕作をお願ひしてきた申請地を譲り渡すとのことですので、譲渡価格も話し合いで決めたので許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、受理番号第 47 号を金澤推進委員お願ひします。

金澤推進委員 受理番号 47 号についてご説明申し上げます。

6 月 7 日に関根農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は今後地元に戻る予定がなく、母が耕作できなくなったのを機会に申請地の売買を申請地の前に住んでいる譲受人に相談したところ、話がまとまったそうです。許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、受理番号第 48 号を安藤推進委員お願ひします。

安藤推進委員 受理番号 48 号についてご説明申し上げます。

6 月 7 日に関根農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は高齢者で後継者もなく、申請地の売買を検討していたところ、申請地の近くに農地を持っている知人の譲渡人と話がまとまったそうです。譲受人は申請地で野菜を栽培する予定で、農作業に必要な機械も所有しており、価格も話し合いで決めたとのことなので許可上特に問題はないかと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 26 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」

異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 26 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 7 号を加藤推進委員お願いします。

加藤推進委員 受理番号第 7 号について説明申し上げます。

6 月 7 日に関根隆二農業委員、関根久幸農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人が個人で所有している土地を自ら経営している会社の事業拡大のために資材置場として転用するそうです。申請地は会社の入り口にあり、付近の農地への影響もなく許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 28 号「令和 8 年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 説明

議長 続いて、本件につきましては、6 月 4 日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

佐藤農政委員長 説明

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 28 号「令和 8 年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書
(案) について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 28 号「令和 8 年度農業施策に関する意見の提出等の
検討結果報告書 (案) について」は原案のとおり議決し、決定することといたし
ます。

次に、報告事項に入ります。

報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理
について 3 件です。

報告第 14 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について 2 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

根本農業委員 研修旅行を提案し実施することが決定した。

事務局 (吉田係長) 「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」に対す
る意見提出について説明をした。全国農業委員会会長大会において
「全国農業新聞普及拡張特別優秀賞 増加部数の部 8 位受賞」を報
告した。

事務局 (鈴木主任) 須賀川市農地情報提供制度について説明した。

議 長 他になければ、これにて令和 7 年第 6 回須賀川市農業委員会総会を閉会といた
します。慎重審議、お疲れ様でした。